

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 130 号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成 18 年岩手県規則第 102 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定障害福祉サービス事業者の指定) 第 2 条 法第 36 条第 1 項に規定する申請は、指定障害福祉サービス事業者指定申請書（様式第 1 号）により行わなければならない。	(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定) 第 2 条 法第 36 条第 1 項（法第 40 条（法第 41 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び法第 41 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び法第 38 条第 1 項（法第 41 条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する申請又は法第 37 条第 1 項及び法第 39 条第 1 項に規定する変更の申請は、別に定める様式による指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定相談支援事業者）指定申請書（新規・更新・変更）により行わなければならない。
(変更等の届出) 第 3 条 法第 46 条第 1 項の規定による届出は、変更届出書（様式第 2 号）又は廃止・休止・再開届出書（様式第 3 号）により行わなければならない。	(変更等の届出) 第 3 条 法第 46 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、別に定める様式による変更届出書又は廃止・休止・再開届出書により行わなければならない。 (指定障害者支援施設の指定辞退の届出) 第 3 条の 2 法第 47 条の規定による辞退は、別に定める様式による指定辞退届出書により行わなければならない。
(自立支援医療の支給認定の申請等) 第 4 条 省令第 35 条第 1 項の規定による申請又は第 45 条第 1 項の規定による変更の申請は、自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第 4 号）又は自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第 5 号）により行われなければならない。	(自立支援医療の支給認定の申請等) 第 4 条 省令第 35 条第 1 項に規定する申請書又は省令第 45 条第 1 項に規定する申請書は、別に定める様式による自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）又は自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（新規・再認定・変更）によらなければならない。
2 省令第 35 条第 2 項第 1 号に規定する意見書又は診断書は、自立支援医療（育成医療）意見書（様式第 6 号）、診断書（通院医療費公費負担用）（様式第 7 号）又は診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（様式第 8 号）によらなければならない。 (申請内容の変更の届出)	2 省令第 35 条第 2 項第 1 号に規定する意見書又は診断書は、別に定める様式による自立支援医療（育成医療）意見書、診断書（通院医療費公費負担用）又は診断書（精神障害者保健福祉手帳用）によらなければならない。 (申請内容の変更の届出)
第 5 条 省令第 47 条第 1 項に規定する届出書は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療）（様式第 9 号）又は自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）（様式第 10 号）によらなければならない。 (医療受給者証の再交付の申請)	第 5 条 省令第 47 条第 1 項に規定する届出書は、別に定める様式による自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療）又は自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）によらなければならない。 (医療受給者証の再交付の申請)
第 6 条 省令第 48 条第 1 項に規定する申請書は、自立支援医療	第 6 条 省令第 48 条第 1 項に規定する申請書は、別に定める様

<p>受給者証・自己負担上限額管理票再交付申請書(様式第 11 号)によらなければならない。</p> <p>(指定自立支援医療機関の指定)</p>	<p>式による自立支援医療受給者証・自己負担上限額管理票再交付申請書によらなければならない。</p> <p>(指定自立支援医療機関の指定)</p>
<p>第 7 条 省令第 57 条第 1 項に規定する申請書は、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(病院又は診療所)(様式第 12 号)又は指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(病院又は診療所)(様式第 13 号)によらなければならない。</p>	<p>第 7 条 省令第 57 条第 1 項に規定する申請書は、別に定める様式による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(病院又は診療所)又は指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(病院又は診療所)によらなければならない。</p>
<p>2 省令第 57 条第 2 項に規定する申請書は、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(薬局)(様式第 14 号)又は指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(薬局)(様式第 15 号)によらなければならない。</p>	<p>2 省令第 57 条第 2 項に規定する申請書は、別に定める様式による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(薬局)又は指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(薬局)によらなければならない。</p>
<p>3 省令第 57 条第 3 項に規定する申請書は、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(指定訪問看護事業者等)(様式第 16 号)又は指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(指定訪問看護事業者等)(様式第 17 号)によらなければならない。</p> <p>(指定自立支援医療機関の名称等の変更等の届出)</p>	<p>3 省令第 57 条第 3 項に規定する申請書は、別に定める様式による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(指定訪問看護事業者等)又は指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(指定訪問看護事業者等)によらなければならない。</p> <p>(指定自立支援医療機関の名称等の変更等の届出)</p>
<p>第 8 条 省令第 62 条の規定による届出は、指定自立支援医療機関名称等変更届(様式第 18 号)により行わなければならない。</p>	<p>第 8 条 省令第 62 条の規定による届出は、別に定める様式による指定自立支援医療機関名称等変更届により行わなければならない。</p>
<p>第 9 条 省令第 63 条の規定による届出は、指定自立支援医療機関休止(廃止、再開)届(様式第 19 号)により行わなければならない。</p> <p>(指定自立支援医療機関の辞退の申出等)</p>	<p>第 9 条 省令第 63 条の規定による届出は、別に定める様式による指定自立支援医療機関休止(廃止、再開)届により行わなければならない。</p> <p>(指定自立支援医療機関の辞退の申出等)</p>
<p>第 10 条 省令第 64 条の規定による申出は、指定自立支援医療機関辞退申出書(様式第 20 号)により行わなければならない。</p> <p>(障害福祉サービス事業の開始等の届出)</p>	<p>第 10 条 省令第 64 条の規定による申出は、別に定める様式による指定自立支援医療機関辞退申出書により行わなければならない。</p> <p>(障害福祉サービス事業の開始等の届出)</p>
<p>第 11 条 法第 79 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出は、障害福祉サービス事業開始(変更)届(様式第 21 号)により行わなければならない。</p>	<p>第 11 条 法第 79 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出は、別に定める様式による障害福祉サービス事業開始(変更)届により行わなければならない。</p>
<p>2 法第 79 条第 4 項の規定による届出は、障害福祉サービス事業廃止(休止)届(様式第 22 号)により行わなければならない。</p>	<p>2 法第 79 条第 4 項の規定による届出は、別に定める様式による障害福祉サービス事業廃止(休止)届により行わなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第 1 号から様式第 22 号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(知的障害者福祉法施行細則の廃止)

2 知的障害者福祉法施行細則(平成 14 年岩手県規則第 91 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則による改正後の障害者自立支援法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。